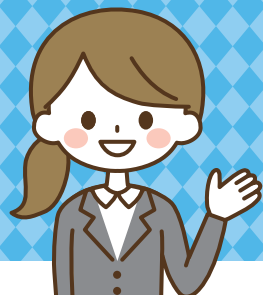




宇和島
ココロまじわうトコロ



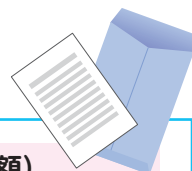
定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

不足額給付とは？

①「調整給付」の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。
また、②定額減税や低所得世帯向けの給付金の対象世帯にも該当しなかった方に対し
新たな対象として給付を行うこととなりました。
対象は裏面の不足額給付①②いずれかに該当する方です。

給付額

※ご案内した支給確認書に給付額を記載しています。



令和7年に計算した定額減税しきれなかった額が当初調整給付額を上回った額(差額)

不足額給付①

令和7年に計算した
定額減税しきれなかった額

—

令和6年度
当初調整給付額(※1)

=

令和7年度
不足額給付額(※2)

※1 当初調整給付の対象となっていない方は、この値が0となります。
※2 計算により「給付額」が0円以下になる方は給付金の対象となりません。

不足額給付②

確認書に記載の金額(1万円単位で最大4万円)

申請期限

令和7年**11月28日(金)** ※郵送は消印有効



郵送申請

提出先 〒798-8790 宇和島市曙町1番地 宇和島市役所 税務課または吉田・三間・津島・宇和海支所

お手元に届いた確認書に必要事項を記入し、同封の返送用封筒にて郵送して申請
申請には以下の2点の添付書類のコピーが必要です。確認書と同封の上、申請をお願いします。

1. 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポートなどのいずれか1点のコピー)
2. 振込先金融機関口座確認書類(振込先口座の金融機関、支店、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードなどのコピー)



口座情報が
記載されている面

おすすめ! オンライン申請

インターネットを通じて申し込みを行った場合、郵送での手続きは不要。
送信後、受付メッセージ・受付確認番号をご確認ください。

確認書が届いた方

ご案内に記載の二次元コード等からアクセスし、申請をしてください。
申請には支給確認書に記載の申請書IDの番号が必要となります。

簡単、手軽なオンライン申請はこちら

宇和島市補足給付金申請フォーム



<https://logoform.jp/form/HR5F/teigakugenzei-short.uwajima>



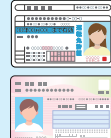
・写真を添付するだけ
・手続き簡単(5分程度)

読み取り後の
詳しい操作方法是
別紙をご覧ください。

・スマートフォン
・通帳 または
キャッシュカード



・本人確認書類
運転免許証 または
マイナンバーカード等



定額減税補足給付金(不足額給付)は、デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)の一環として行われた定額減税、定額減税補足給付金(調整給付)及び低所得世帯向け給付金に関連する給付金です。

※定額減税は、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う制度です。

※定額減税補足給付金(調整給付)は、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税しきれないと見込まれる部分を調整するために、令和5年分所得情報を基に令和6年度に実施したものです。なお、以下では当該給付金を「当初調整給付」といいます。

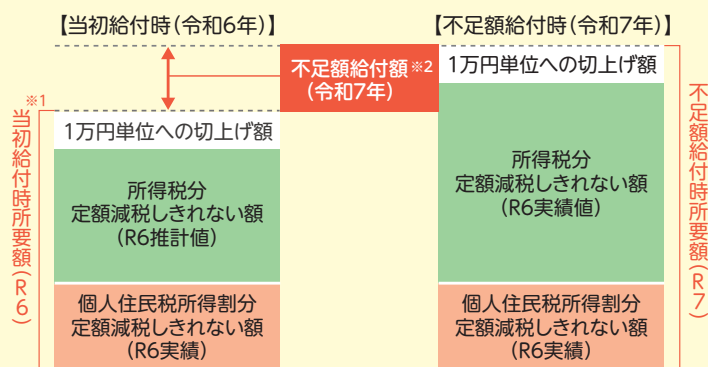
不足額給付とは？

「調整給付※1」の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

※1 定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ予めその差額を給付したものです(令和6年度に実施済)

不足額給付①の要件

「令和6年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額(不足)が生じた方



不足額給付②の要件

次の全ての条件を満たす方

1万円単位で
最大4万円を給付

- 令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割ともに非課税(定額減税前税額が0円)→本人として定額減税対象外である方
- 「扶養親族」の対象外(税制度上)→青色事業専従者・事業専従者(白色)の方や、合計所得金額48万円超の方
- 低所得世帯向け給付※3の対象になっていない方

※3 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

対象者には「確認書」をお送りしています。
申請方法は表面または同封のチラシ・記載例等をご覧ください(手続必要)。



申請
期限

令和7年
11月28日(金)

※郵送は消印有効

ぜひこの機会に便利な公金受取口座をご登録ください

緊急時等の給付金の受取がスムーズになる

公金受取口座

マイナポータルから登録することができます。

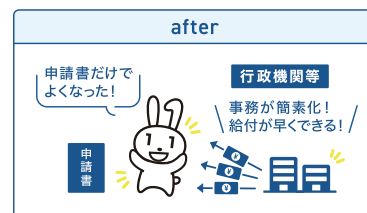
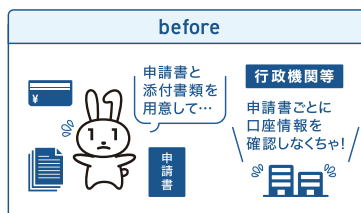
詳しい登録方法はこちらをご覧ください



は登録されましたか？

公金受取口座登録制度でできること

公金受取口座を登録しておくと、緊急時の給付金や児童手当、今後の給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出をする必要がなくなります！



※本人確認書類は必要

お問い合わせ先

宇和島市役所 税務課 市民税係
「定額減税補足給付金(不足額給付)」窓口

☎0895-24-1111 (代表)

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝を除く)



宇和島市
特設サイト



宇和島市
オンライン申請



国税庁
定額減税特設サイト

※詳しくは、宇和島市、または国の給付金・定額減税一体措置のウェブサイトをご覧ください